

Press Release

令和3年10月15日



航空機整備科（航空従事者養成施設）を設置している ポリテクカレッジ成田（厚生労働省所管）で 学卒者訓練（ハロートレーニング） を体験できるメディアツアーを開催いたします

コロナ禍により雇用情勢が急速に厳しくなっている現在においても、技能・技術・知識を身に付けることができる学卒者訓練【ポリテクカレッジにおける2年制の職業訓練（ハロートレーニング）】は、企業が求めている若手の実践技術者の育成元として、数多くの企業から高い評価を頂いております。しかしながら、ものづくりを夢見る高校生をはじめとする若い世代に十分に知られておりません。



そこで、今般、報道に携わる皆様にハロートレーニングの現場を「見て」「体験して」「知って」いただくツアーを開催することといたしました。

当日は、**レーザー加工機を使った機械加工体験**や新たに導入したアメリカの **Piper 社製小型機の** **コックピットで飛行機が飛び原理などを学びながら**、機械部品製造や航空機整備の仕事について理解を深めていただきます。

【日時】令和3年11月17日（水）13:00～15:40（途中参加・退出可）

【場所】千葉職業能力開発短期大学校成田校（ポリテクカレッジ成田）
千葉県成田市並木町 221-20

【共催】独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構千葉支部
千葉職業能力開発短期大学校
厚生労働省千葉労働局

【スケジュール】

① 当校施設内見学

13:00 開会 ※事務局で誘導しますが、随時移動していただいても構いません。
全体説明 ※施設内は原則撮影可能ですが、受講者のプライバシーにご配慮をお願いします。

13:30 施設内見学

② **航空機整備科：新型航空機体験**

14:00 小型航空機のコックピットで操縦桿等を操作しながら、飛行機の飛行原理や整備士業務について体験していただきます。

14:45～14:55 移動・休憩

③ **生産技術科：機械加工体験**

14:55 レーザ加工による名前入りプレート（名刺）の製作を通して機械加工技術を体験していただきます。

④ 15:25 質疑応答



【お問い合わせ先】
ポリテクカレッジ成田（0476-22-4351）
能力開発部 担当：前田、榊

メディアツアー事前登録書

11月17日（水）開催のメディアツアーにつきましては、準備の都合上事前に参加人数等を把握させていただきたく、お手数ですが事前登録にご協力をお願いいたします（当日のご参加も可能です）。お申し込みは、FAX（下記交通案内参照）もしくは直接当校まで電話にてお願いいたします。

会社名		
所属名（部署名）		
参加予定者氏名		
連絡先（TEL）		
備考		

二名までご記入いただけますが、三名以上ご参加いただける場合は、備考欄にご記入をお願いします。

○交通案内

成田キャンパス



- 京成本線「公津の杜」駅下車、徒歩18分
- 京成本線「京成成田」駅、JR成田線「成田」駅下車で、タクシー10分。または、京成成田中央口バスターミナル4番、5番乗り場から千葉交通にて「飯仲向台」バス停下車、徒歩5分。
※JR成田線「成田」駅から、京成本線「京成成田」駅まで徒歩1分。

関東職業能力開発大学校附属
千葉職業能力開発短期大学校



〒286-0045 千葉県成田市並木町221-20
TEL 0476-22-4351 FAX 0476-22-4347

シフト制で働く方や休業中の方などの転職を支援します！

求職者支援制度のご案内

～働きながらステップアップ～

ステップアップに向けた職業訓練を働きながら受講できます
訓練期間中、職業訓練受講給付金（月10万円）を支給します

働きながら

職業訓練



職業訓練受講給付金
（月10万円）



ステップアップ
につながる仕事
に転職

■ 制度を利用できる方は？

収入などが一定額以下の方

- 収入が月12万円以下（固定収入が8万円以下の場合に限ります）（※）
- 世帯全体の収入が月25万円以下
- 世帯全体の金融資産が300万円以下
- 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない
- 世帯の中で同時にこの給付金を受給して訓練を受けている人がいない
- 過去3年間以内に、偽りその他不正の行為により、特定の給付金の支給をうけたことがない

ハローワークに求職の申込みしている方など（＝特定求職者）

- ハローワークに求職の申込みをしていること
- 雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと
- 労働の意思と能力があること
- 職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワークが認めたこと

全ての訓練に出席できる方

- 全ての訓練に出席する必要があります
- 仕事や病気などのやむを得ない理由による欠席は認められますが、やむを得ない理由による欠席がある場合でも、8割以上出席する必要があります（※）

※ 月12万円以下の収入要件と仕事で訓練を欠席する場合の出席要件は、令和4年3月末までの特例措置です



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL030928訓02

■ 固定収入とは？

固定収入は1か月の固定的な収入です

労働者の方

1か月の定額の給与（基本給、固定残業代など）

- シフト制などで定額の給与がない方は、固定収入がないものとみなします
- 毎月変動する給与（勤務時間に応じて支払われる残業代など）や実費弁償的な給与（通勤手当など）は固定収入ではありません
- 雇用契約期間が1か月未満の方は、固定収入がないものとみなします

自営業、フリーランス、副業・兼業を行う方

1か月以上の契約に基づく収入（業務委託契約、不動産賃貸契約など）から1か月の経費を差し引いた額

- 1か月以上の契約に基づく収入がない方は、固定収入がないものとみなします
- 複数月にわたる契約に基づく収入の場合は、収入額を契約期間で除して1月あたりの収入を算出してください
[例] 1年間で60万円の業務委託契約の場合
年間収入60万円÷1年（12月）＝1月あたり収入5万円

■ 訓練受講までのながれ

ステップ1	ハローワークに求職申込み・制度説明
ステップ2	訓練コース選択・訓練の申込み
ステップ3	訓練実施機関による選考・ハローワークによる受講あっせん
ステップ4	訓練受講開始

- **職業訓練受講給付金**は、訓練開始後、**1か月ごとに支給**します
- 訓練受講中から訓練終了後3か月間は、原則として**月に1回、ハローワークに来所し**、職業相談を受けていただきます
- **ハローワークは、訓練期間、訓練終了後も積極的に就職支援を行います**



要件の詳細などは、住所地を管轄するハローワークにお問い合わせください
全てのハローワークに、休業中の方や働きながら訓練の受講を検討している方などの相談を行う「**コロナ対応ステップアップ相談窓口**」を設置しています

ハローワークへのご相談はお早めに！

訓練コースの選定や職業訓練受講給付金の手続には一定の期間を要します



ハロートレーニングアンバサダー (関東エリア担当 千葉県) 吉川 七瀬

あなたの希望する**就職**や
キャリアアップのために
必要な職業スキルや知識を
習得することができる
公的職業訓練です。

多種多様なコース

事務系をはじめ、IT、製造、サービス、介護、デザインなど多種多様な分野の訓練があります。

受講料無料

公的な制度のため、受講料は基本的に無料です。
※テキスト代等は自己負担になります。

各種手当・給付金の支給

訓練中の雇用保険の受給期間の延長や、雇用保険を受給できない方は、要件を満たせば10万円の給付金が支給される制度があります。

就職活動をサポート

訓練受講中にハローワークや訓練施設で就職相談を受けることができます。履歴書の書き方や面接対策など就職支援も行います。

お申込み・ご相談は、
お近くの**ハローワーク**まで！

厚生労働省

千葉労働局・県内ハローワーク

▼詳しくは、[ホームページをご覧ください。](#)

千葉労働局 ハロートレーニング

検索